

第2章

控除対象特定非営利活動
法人としての指定を受け
るための申出を行う前に

事前チェックシート

- 控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるためには、条例に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の10項目のチェックポイントを確認してください。
- 項目①、②ア・イ、④、⑥D・Eは実績判定期間において、項目②ウは指定の申出日の前日において、項目③、⑤、⑥A・B・C、⑦、⑧は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。

《チェックポイント》

① 実績判定期間において年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である	適・否
ア 【ボランティア要件】県内に住所を有する個人で、法人が行った特定非営利活動に報酬その他の対価を受けずに参加したものが年平均50人以上いる 又は イ 【協働実績要件】国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数が年平均1回以上ある 又は ウ 【支援申出要件】指定の申出を行った日以前1年以内に、当該法人が行う特定非営利活動を支援する旨の申出をした個人で、県内に住所を有するものが50人以上いる	ア・イ・ウ 適・否
③ 情報公開を適切に行っている	適・否
④ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である	適・否
⑤ 運営組織及び経理が適切である	適・否
⑥ 事業活動の内容が適正である	適・否
⑦ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している	適・否
⑧ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない	適・否
⑨ 設立の日から1年を超える期間が経過している	適・否
⑩ 欠格事由のいずれにも該当しない	適・否

ご注意ください！

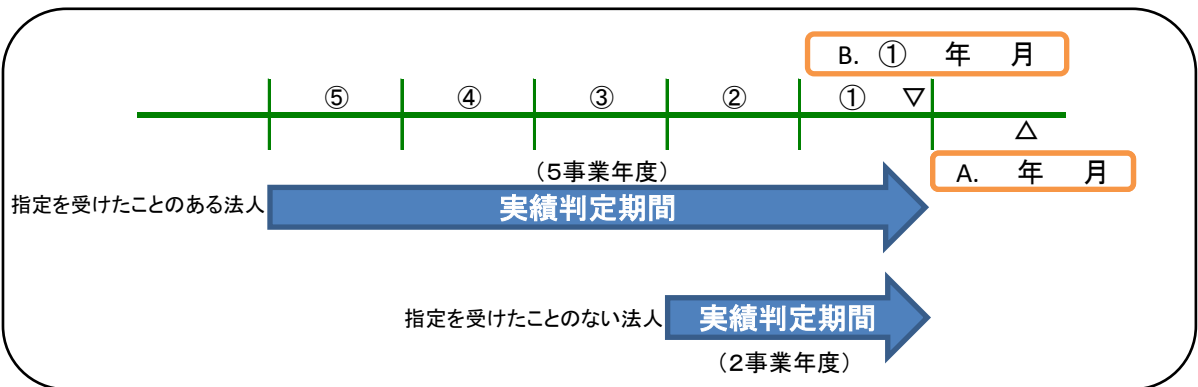
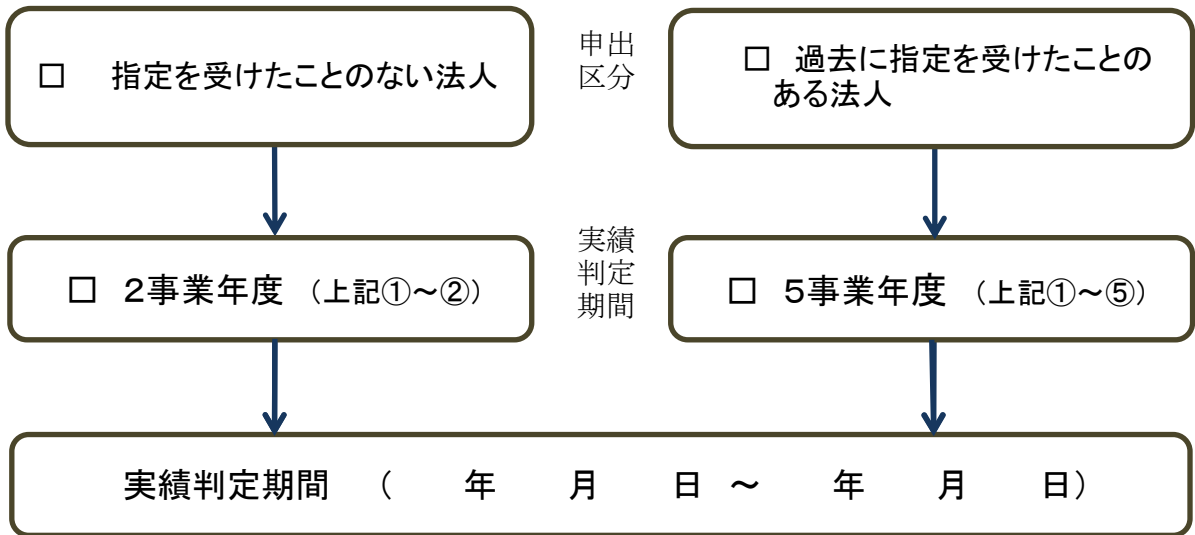
- このチェックシートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合は、男女参画・協働推進課にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



指定基準等① —寄附金要件について—

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上いる。

はい

いいえ

(適)
指定基準等①に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のうち、県内に住所を有する者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えます。
- 指定を受けようとする法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者の数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年間3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、1月に満たない月がある場合は、それを1月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				年間3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
	合 計			月	人

$$\frac{Bの合計(\quad) \times 12}{Aの合計(\quad)} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 50$$

※ 初めて指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申出書に添付してください。

指定基準等② —特定非営利活動の実績について—
【ボランティア要件】

実績判定期間内の日を含む各事業年度において、当該法人が行った特定非営利活動に報酬その他の対価を受けずに参加した個人で、県内に住所を有するものの数が年平均50人以上いる。

はい

いいえ

(適)
指定基準等②に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 氏名及びその住所が明らかな個人のうち、県内に住所を有する者に限ります。
- 指定を受けようとする法人の社員その他の構成員(職員)又は判定基準寄附者は、このボランティア要件の対象に含めません。

- ★ 実績判定期間中に、ボランティア参加者が50人以上いない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、1月に満たない月がある場合は、それを1月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)				ボランティア参加者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
	合計			月	人

$$\frac{Bの合計(\quad) \times 12}{Aの合計(\quad)} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 50$$

※指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係るボランティア参加者名簿を作成し、申出書に添付してください。

指定基準等② —特定非営利活動の実績について—
【協働実績要件】

実績判定期間内の日を含む各事業年度において、国、地方公共団体、民間企業、試験研究機関その他の団体と協働して行った特定非営利活動の回数が年平均1回以上ある。

はい

いいえ

(適)
指定基準等②に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

- ★ 実績判定期間中に、国等と協働して行った特定非営利活動がない事業年度がある場合には、次の算式により年平均1回以上となるかどうか判定してください。
- ★ 実績判定期間中に、1月に満たない月がある場合は、それを1月とみなして月数を数えます。

実績判定期間月数(A)					国等と協働して行った特定非営利活動の回数(B)	
①	自	年	月	日	月	回
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	回
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	回
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	回
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	回
	至	年	月	日		
合計					月	回

$$\frac{Bの合計(\quad) \times 12}{Aの合計(\quad)} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{回}} \geq 1$$

※指定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る「国、地方公共団体等と協働して行った特定非営利活動実績一覧」を作成し、申出書に添付してください。

指定基準等② —特定非営利活動の実績について—
【支援申出要件】

申出書を提出した日前1年以内に、当該法人が行う特定非営利活動を支援する旨の申出をした個人で、県内に住所を有するものの数が50人以上いる。

はい

いいえ

(適)
指定基準等②に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 氏名及びその住所が明らかな個人のうち、県内に居住するものに限ります。
- 支援する申出は、書面により行われたものに限ります。
- 指定を受けようとする法人の社員その他の構成員(職員)若しくは判定基準寄附者又はこれらの者と生計を一にする者は、この支援申出要件の対象に含めません。

※指定を受けようとする場合は、支援申出者名簿を作成し、申出書に添付してください。

指定基準等③ — 情報公開について —

インターネットの利用その他の方法により、社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類する者として規則で定める者以外の者に事業活動及び収支状況を公開している

いいえ

はい

(適)
指定基準等③に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

※ 公開の例

- ・ インターネットにより事業報告書、活動予算書及び貸借対照表を公開している。
- ・ 会報に事業報告書、活動予算書及び貸借対照表を掲載し、一般の方にも当該会報を配布している。

※ なお、控除対象特定非営利活動法人として指定された場合は、以下の書類について閲覧又は謄写の対象となります。

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- ・ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し

指定基準等④ — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

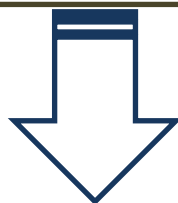
A. 社員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 社員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、当該法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

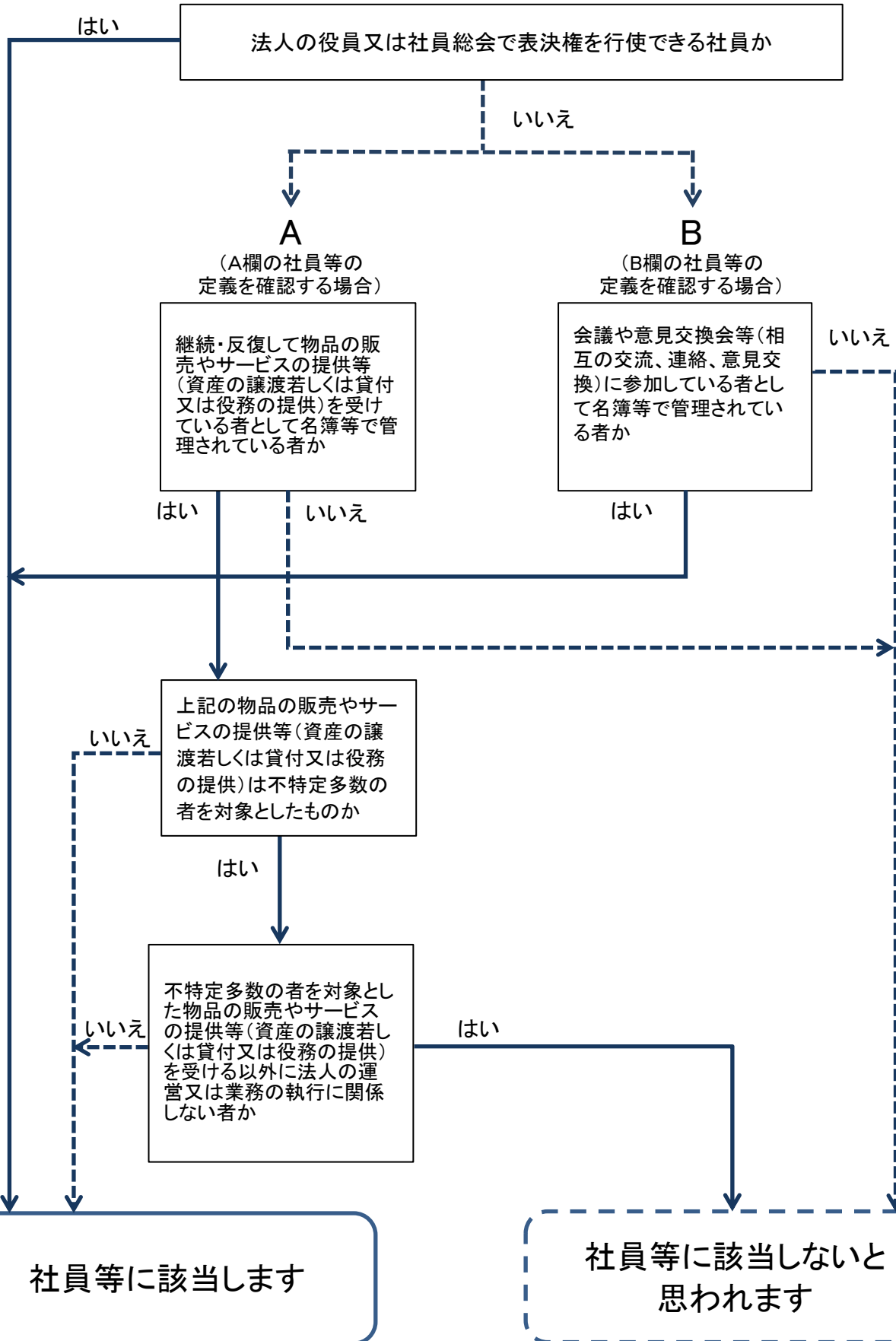
(適)
指定基準等④に
適合すると思われます

(否)
指定基準等に
適合しません

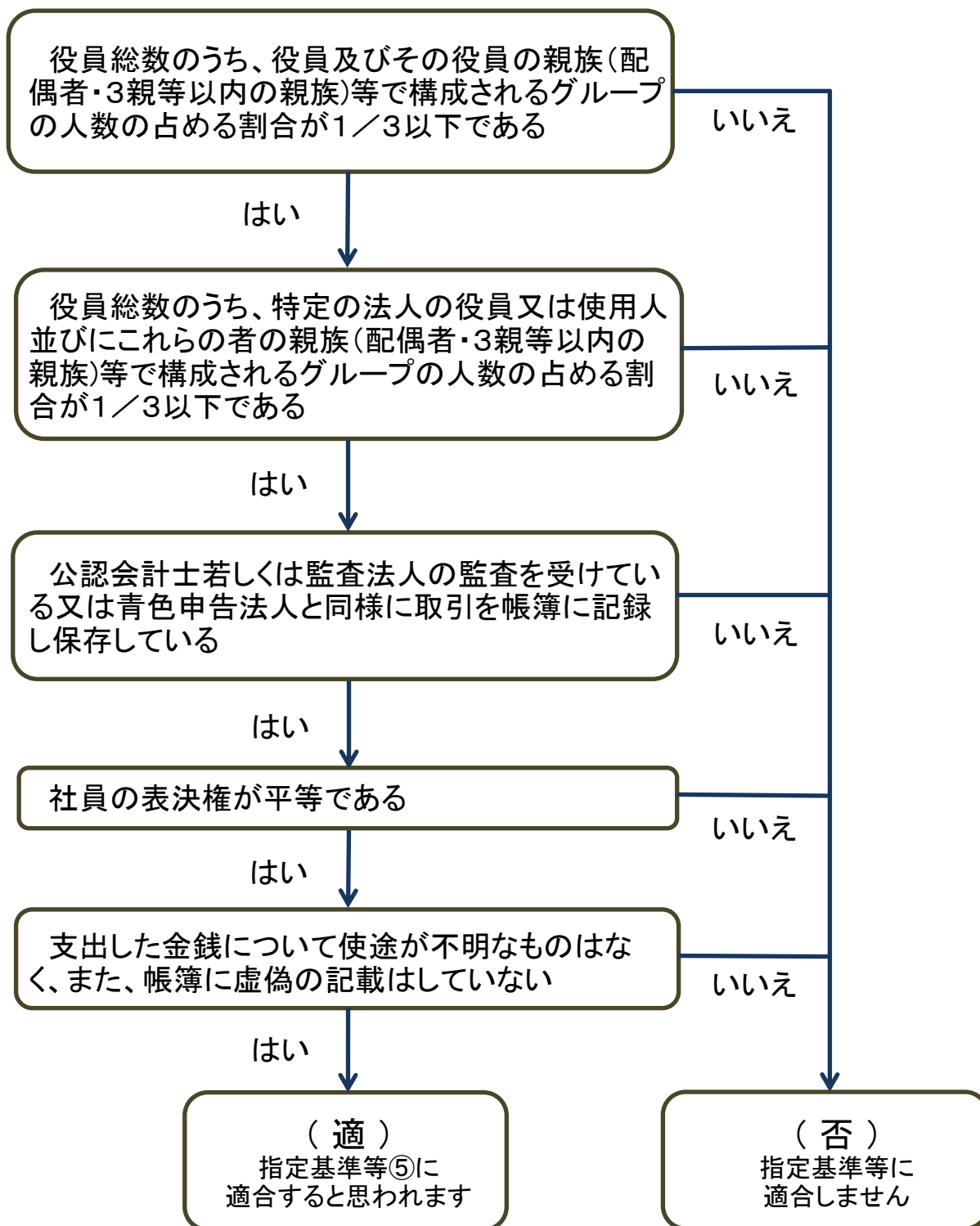
※ 「社員等」の定義については、次項を参照してください。

指定基準等④

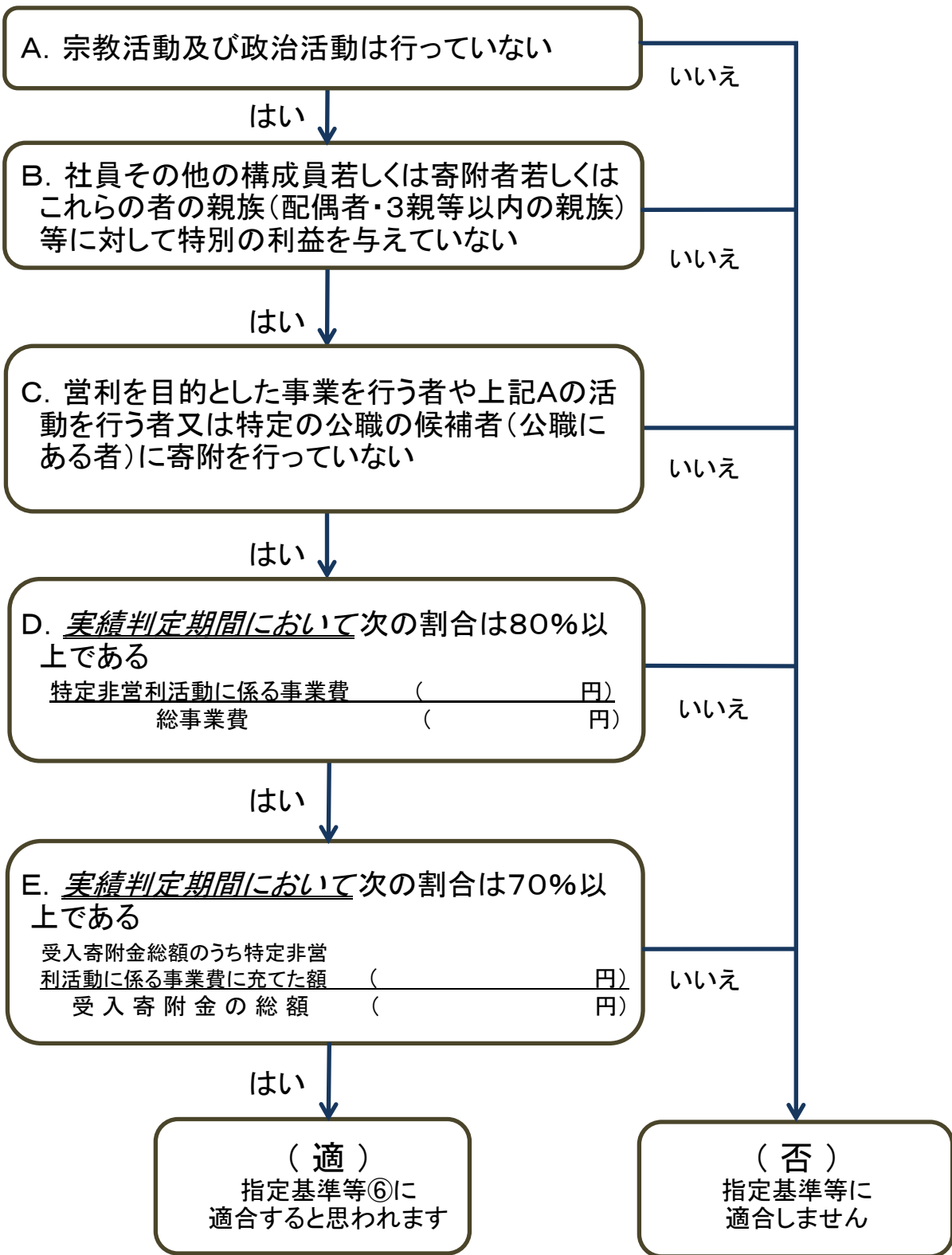
(参考)「社員等」について



指定基準等⑤ — 運営組織及び経理について —



指定基準等⑥ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準⑦ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

いいえ

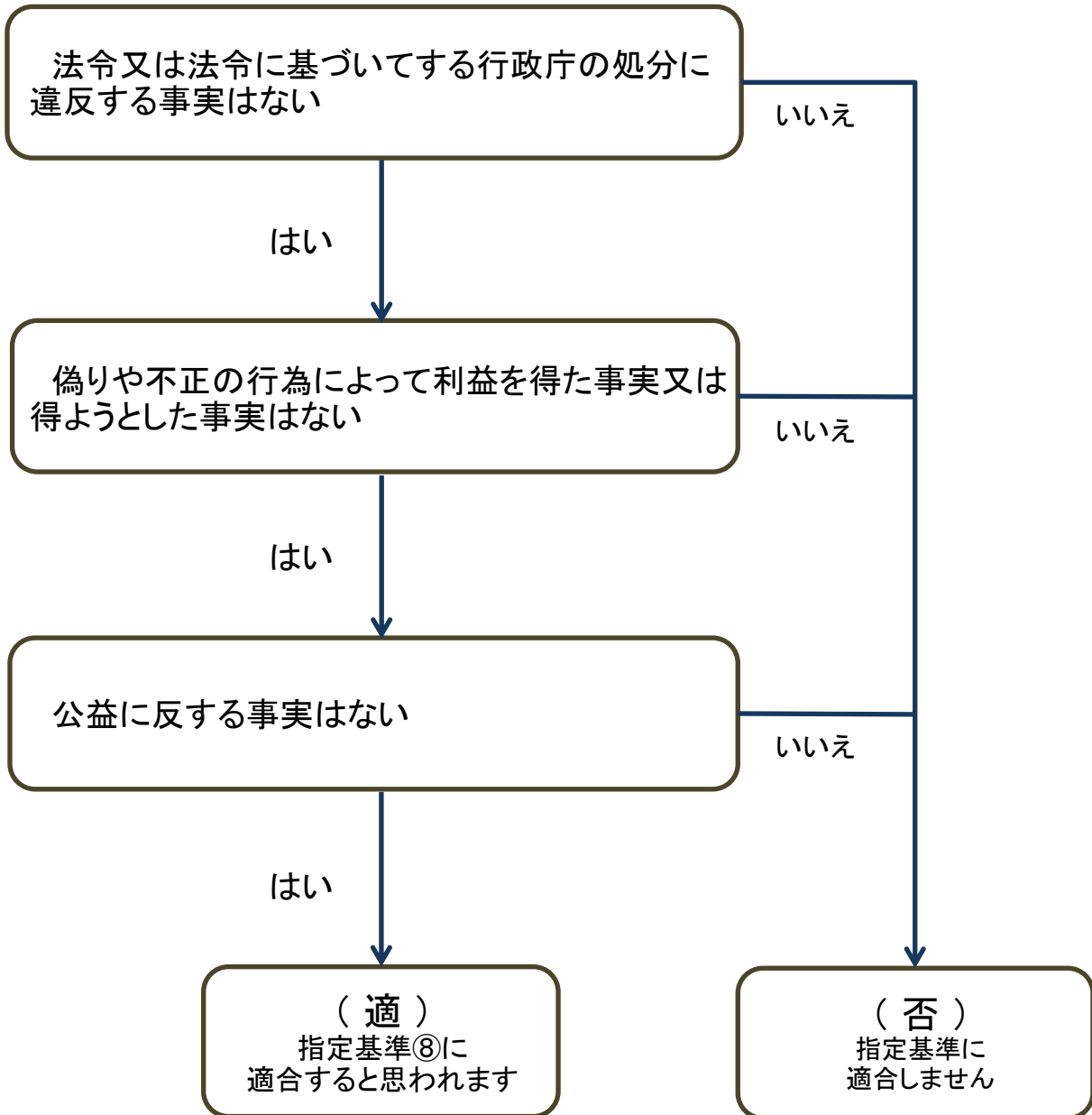
はい

(適)
指定基準⑦に
適合すると思われます

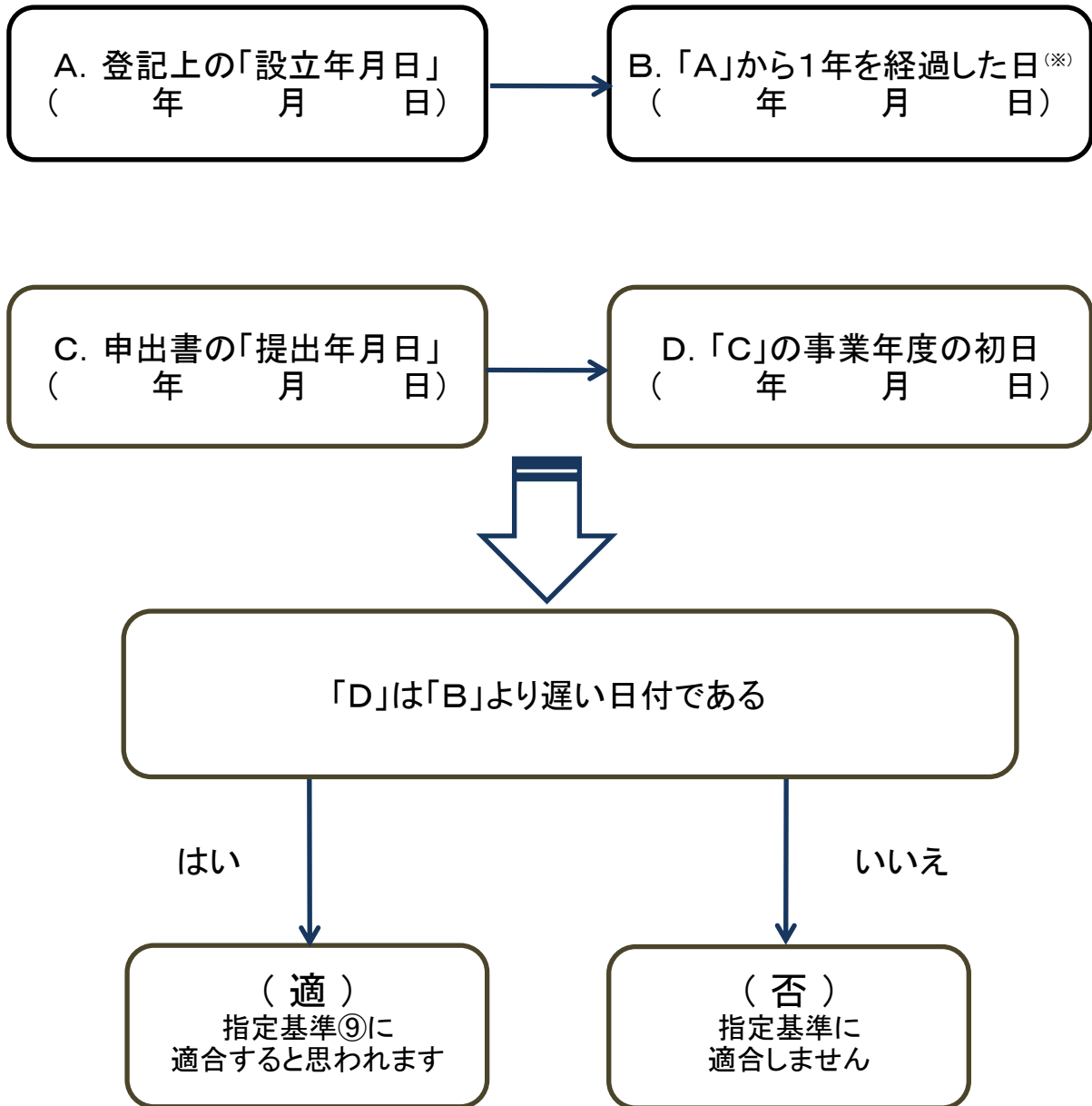
(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 活動計算書
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準⑧ — 不正行為等について —



指定基準⑨ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって新たに設立された法人が申出を行う場合は、合併によって消滅した各法人の設立の日のうち最も早い日をAに記入します。

また、合併後引き続き存続する法人が申出を行う場合は、合併後引き続き存続する法人及び合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日をAに記入します。

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 控除対象特定非営利活動法人としての指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 控除対象特定非営利活動法人としての指定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当するもの

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します